

訪問介護 重要事項説明書

＜令和 7 年 1 月 1 日現在＞

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社まごころ
代 表 者 名	上田 裕康
所在地・連絡先	（所在地）滋賀県甲賀市水口町山 3 9 3 8 番地 4 1 （電話） 0 7 4 8 － 6 9 － 5 5 3 0 （FAX） 0 7 4 8 － 6 9 － 5 5 4 0

2 事業所の概要

（1）事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問介護事業所まごころ
所在地・連絡先	（所在地） 滋賀県東近江市東沖野 2 丁目 4 － 3 （電話） 0 7 4 8 － 4 3 － 2 9 5 1 （FAX） 0 7 4 8 － 4 3 － 2 9 6 0
事業所番号	2 5 7 0 5 0 1 2 9 2
管理者の氏名	青木 かおり

（2）事業所の職員体制

従業員の職種	人数 (人)	区 分				職務の 内容等
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	非専従	専従	非専従	
管理者	1		1			事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
サービス提供責任者	1		1			事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成

						等を行う。
訪問介護員	6		1	5		訪問介護員は、訪問介護の提供に当たる。

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	甲賀市、湖南市、東近江市、栗東市、蒲生郡
------------	----------------------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	月曜日～日曜日
営業時間	8：30～17：30

サービス提供日	365日
サービス提供時間	9：00～17：00

3 サービスの内容

	種 類	内容・手順等
1 身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴又は清拭を行います。
	排泄介助	利用者様の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
2 生活援助	買い物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。

■ 訪問介護計画の作成及び評価等

担当のサービス提供責任者が、居宅サービス計画に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問介護計画を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

4 費 用

介護保険の適用がある場合は、利用者様の負担割合（負担割合証に記載）に応じた負担額となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

■利用料等のお支払方法

毎月、15 日までに前月分の請求をいたしますので、26 日までに下記口座に振り込んで下さい。入金確認後、領収証を発行します。

現金支払い等支払い方法については、ご相談ください。

滋賀銀行 綾野支店 普通預金口座（口座番号） 4 3 5 5 2 3 口座名義 株式会社まごころ 代表取締役 上田裕康

5 事業所の特色等

（１） 事業の目的

要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的としています。

（２） 運営方針

要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとします。

（３） その他

従業員研修を年２回、必要な知識・能力向上の研修を行っています。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

（１） 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

当事業所 相談窓口	窓口責任者 青木 かおり 受付時間 9：00～16：30 連絡先 電話 0748-43-2951 FAX 0748-43-2960 面接（当事業所相談室）
甲賀市役所健康福祉部長寿福祉課	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：0748-69-2164
湖南市役所健康福祉部高齢福祉課	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：0748-71-2356

東近江市役所健康福祉部長寿福祉課	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：0748-24-5645
栗東市役所福祉部長寿福祉課	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：077-551-0281
日野町役場介護支援課介護支援担当	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：0748-52-6501
竜王町役場福祉課高齢者福祉係	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：0748-58-3705
滋賀県国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：077-522-0065

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

8 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等、市町村及び京都府に連絡を行います。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

- ※ 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- ※ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

10 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

11 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者管理者：青木かおり
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
- ③ 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- ④ 成年後見制度の利用を支援します。
- ⑤ 苦情解決体制を整備しています。
- ⑥ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑦ サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名 (続柄)	
	住 所	
	電話番号 (携帯電話)	

主治医	病院 (診療所) 名	
	所在地	
	氏 名	
	電話番号	

■担当のサービス提供責任者

あなたを担当するサービス提供責任者は、_____ですが、やむを得ない事由
で変更する場合は、事前に連絡を致します。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明・交付年月日： 令和 7 年 月 日

事 業 者	所 在 地 滋賀県東近江市東沖野 2 丁目 4-3
	事業者（法人）名 株式会社まごころ
	事業所名 訪問介護事業所まごころ
	事業所番号 2570501292
	代表者名 上田 裕康

説 明 者	職 名
	氏 名

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

同意年月日： 令和 7 年 月 日

本人	住 所 滋賀県
	氏 名

（署名・法定）代理人	住 所 滋賀県
	氏 名
	（本人との続柄： ）